

## 「参院選の総括と米大統領選挙の仕組みについて」

### 新しい制度の参議院選挙

第24回参議院議員選挙が7月10日に施行され新しい議席配分が決まった。

参議院の定数は242で、半数の121（選挙区73、比例代表48）が3年ごとに改選される。選挙の最大の関心事は自公両党で3分の2議席を確保することができるかどうかであった。

選挙結果を見る前に法改正による新しい選挙区や定数削減の状況を見てみると定数は10増10減が実施され、新しい選挙区として初めての府県合併選挙区が誕生した。その詳細は次の通りである。

- ・鳥取県選挙区と島根県選挙区、徳島県選挙区と高知県選挙区がそれぞれ合併され、定数2、改選数1となった。（両県で1人区）
- ・宮城県選挙区・新潟県選挙区・長野県選挙区では、いずれも定数4、改選数2が定数2、改選数1に減らされた。（1人区）
- ・北海道選挙区・兵庫県選挙区・福岡県選挙区はいずれも定数4、改選数2から、定数6、改選数3になった。（定数増）
- ・大阪府と神奈川県、愛知県選挙区は定数6、改選数3から、定数8、改選数4となった。（定数増）、
- ・東京都選挙区は定数10、改選数5から定数12、改選数6になった。（定数増）

その結果、選挙区は

小選挙区制 - 改選数32      2人区(1人改選)

中選挙区制 - 改選数41

4人区(2人改選) - 4（茨城県、静岡県、京都府、広島県）

6人区(3人改選) - 5（北海道、埼玉県、千葉県、兵庫県、福岡県）

8人区(4人改選) - 3（神奈川県、大阪府、愛知県）

12人区(6人改選) - 1（東京）

同時に選挙権年齢が18歳に引き下げられ、新しい有権者が240万人増えることになった。若い世代の関心が、低迷が続く投票率にどんな影響を及ぼすかは注目される選挙であった。

全国レベルでの投票率は54.70%で、大阪は52.23%であった。全体の投票率では、前回（平成25年）より2.09ポイント上回っていたが昭和22年の第一回以降で4番目に低い投票率であった。

注目を集めた18歳からの新有権者の投票率が総務省から一部の市区町村を抽出した結果として発表された。それによると45.45%であった。全体の投票率を9.25%下

回っていた。しかし、年齢別では18歳が51.17%、19歳が39.66%となっていた。この差は何によるものかも判断できない現象だ。

選挙年齢の引き下げについて前回の二水会でも取り上げ、年齢の引き下げによる投票率のアップは期待できないことと、その必然性が無いことを指摘したが、選挙結果はそのことを如実に示していた。

若者の政治参加を促進するためには、教育現場における適切な指導が不可欠であり、同時に若者を取り巻く既存の有権者の政治意識の高揚が不可欠だろう。投票率アップの課題は決して簡単な作業ではない。

## 選挙の争点について

選挙の争点についても選挙前には改憲に至る勢力が確保できるかどうかや云々されたが、安倍総理は改憲について明確なターゲットを示さず、依然としてアベノミクスの成果を自賛し、もっぱら経済政策を争点としていた。

野党4党は安倍政権下での憲法改正に反対を表明していた。しかし、改憲に前向きな「おさか維新の会」「日本のこころを大切にする党」と与党を合わせた非改選は84議席のため、これらの勢力で78議席を獲得するかは今回選挙の隠れたターゲットであった。

結論から言えば、改選議席が50から56となり参院第一党を維持し、非改選組の65議席を合わせると121議席となったが単独過半数には1議席届かなかった。この数字は改憲のための3分の2にも届かないことを意味するが、非改選組の無所属と諸派の4議員（松沢成文・井上義行・渡辺美知太郎・アントニオ猪木）は改憲賛成であることから改憲派とみれば改憲勢力が3分の2を超えたと言える。

しかし、その中身はいろいろあり、猪木は自主憲法制定を言いながら9条改正には反対するなど、全面的に改憲を容認している訳ではない。維新の会の松井一郎も「9条の改正は時期尚早」とし、統治システムの改革を強く打ち出している。連立を組む公明党は以前から「加憲」と称し9条の改正には明確に反対をしている。

このような情勢の中で憲法改正が直ちに発議できる訳ではなく、参議院は衆議院の牽制が主たる役割であることから憲法改正を争点にしなかったのであろう。

安倍総理は10日の夜、TBSの番組で「改憲へ橋はかかった。憲法改正は自民党としての目標だから落ち着いて取り組みたい」と述べていた。今回の参院選の最大の収穫であることは間違いないが、憲法改正に関しては文字通り「橋がかかった」程度のものであり、政権運営が信任されたことから自信を持って安倍カラーを強く打ち出して来ることだろう。しかし、集団的自衛権の行使容認や安全保障法制について、国会論議としては済んだことであるが、今なお是非論があり、中国の軍事的台頭や北朝鮮の暴挙を国民の誰もが懸念しているのに、安全保障政策に過剰な対立があることは日本の政治を考える上で実に不可解であった。

民進、共産、社民、生活の野党4党は、勝敗を左右する32の1人区のすべてで候補者を一本化し、与党と一騎打ちの構図を鮮明にした。個人消費が力強さを欠く状況をアベノミクスの失敗と批判していた。所得再分配の強化や格差是正など経済政策の

転換を求めたが、果たして野党4党の足並みが揃っていたといえるのだろうか。

消費税増税について三党で合意しながら先送りをせねばならなかったことは、世界的な経済変動の影響を受けたとはいえ、結果として安倍政権の経済政策の行き詰りと言わねばならず、民進党も増税延期に舵を切っていたことから消費税延期は争点とならず、追及すらできなかった。余談ながら、消費税増税について自民党内では、わずかに麻生太郎が延期に異を唱えていたが、財務省に対するアリバイ工作の感じがしないでもなく、結論がすんなり延期に落ち着いたのもうなずけないものがあった。

足並みが揃っていたのは脱原発だけではないだろうか。野党各党は共産党との違いをかなり気にしていた。公明党はこの点をかなり強く、繰り返し指摘していた。

果たしてこの大胆な共闘作戦が効果を発揮するのかが注目されていたが、結果は21勝11敗で与党の勝利で終わった。

本稿の標題に参議院選挙の総括と書いたが、投・開票日が10日で、二水会が13日なので得票数の詳細にわたる分析は時間的にむつかしく、十分な検証に至らなかったことをお詫びし、北摂及び三島の得票状況をお示しすることにした。

主要候補の淀川以北の得票状況一覧表

	渡部 結 共産	浅田 均 維新	尾立源幸 民進	松川るい 自民	石川弘崇 公明	高木佳保里 維新
7区・吹田	24,589	29,870	18,798	38,844	20,802	27,344
摂津	4,703	6,055	3,049	7,017	6,714	5,830
8区・豊中	20,168	36,008	18,910	40,460	29,198	28,629
9区・池田	5,937	8,638	6,386	11,824	5,834	6,763
茨木	13,616	21,064	13,928	25,571	16,991	21,695
箕面	7,125	12,122	7,481	14,791	6,467	11,038
豊能郡	1,830	3,497	2,376	4,262	2,380	2,311
10区・高槻	19,533	32,182	21,735	33,559	23,915	26,065
三島郡	2,256	2,674	2,268	3,674	1,518	2,614
得票総数	454,502	727,495	347,753	761,424	679,378	669,719

【開票から2日後の12日の新聞各紙が各種のデータを掲載しているのは興味深い】

### 選挙結果が示すもの

自民党政権が信任を受けたと言える結果であり、民進党はかなり苦しい戦いであった。今回の選挙で社民党と新党改革の両党はいずれも党首が落選し、新党改革の新井広幸党首は党の解散を表明した。社民党の福島瑞穂は議席を守ったが、党首の吉田忠智は落選した。弱小政党には厳しい結果となった。社民党の前身である社会党のかつての女性党首が「ダメなものはダメなのよ」と大見得を切って参院選に圧勝したことがあり、その後には党首の村山富市が連立ながら総理大臣を務めたこともあったが、その後の凋落ぶりは酷いもので、栄枯盛衰は世の習いとは言うものの隔世の感がある。選挙のたびにその勢力図が移り変わるのは何とも妙な感じである。

## おおさか維新の躍進をどう見るか

選挙結果で特筆すべきことは、大阪における維新の会の躍進ぶりである。初代代表の橋下徹が引退したのちの国政選挙であったが、大阪で2議席を獲得したのは見事であった。その合計得票数は1,397,214票で、前回トップ当選した同党の東徹の得票1,056,815票を340,399票上回っており、やはり票の掘り起こしは複数候補が競い合うことによって党勢が拡大することを如実に示していた。同じ党の候補者が、敵同士の如く票を取り合うほどの迫力があつたことが維新の勢力進展に貢献したのである。

維新の2議席目を確保した高木佳保里は、3月まで自民党所属の堺市会議員であった。堺市長の竹山修身は初戦の際に橋下徹の支援を受け市長に当選した。しかし当選直後から堺市は政令市として独自路線を歩むことを宣言し都構想反対の立場をとっていた。竹山の二度目の選挙に際し、橋下は維新の独自候補を擁立し対決したが、竹山が勝利し二期目を務めているのである。その竹山を支えていたのが自民党市議団である。高木佳保里は3カ月前に自民党を離党し維新に移籍し維新の公認候補として参議院選挙に出馬し当選したのである。

従来選挙パターンからは考えられないケースである。橋下と維新の会には強い拒否反応を示していた地方議員が今度は逆の立場で自民党を批判する政策を主張するのは、やはり異様であり理解しがたいものがある。

自民の松川るいは761,424票で辛うじてトップ当選を果たしが前回選挙の自民党候補の柳本卓治より約5万票落としている。やはり維新の複数候補が凌ぎを削る戦いと比較すれば緊迫感が欠けた感があつたのは否めない。

しかし、こんな経緯を経て立候補した維新の候補者が何故これほどの得票をするのかは、選挙民が既存の勢力に厭気を感じ変化を求めているとしか言いようがなく、その反面、政党の看板さえ変われば誰でも良いと思われる対応は理解できないところである。やっぱり最近の選挙は読めない、とまたしても感じさせられた。

全国レベルの分析では、自民党は1人区で21勝11敗と勝ち越してはいるが激戦区では民進党などの野党統一候補に競り負けるケースが目立ち、野党共闘は一定の効果を見せていた。特に1人区で西高東低の傾向が目立ったのは、農協組織などが強い地域ではTPPに対する反対の意向が強く、以前は保守の地盤であつた地域が逆転している傾向が目立った。複数区では公明党が検討し大幅に議席数を伸ばした。

参議院選挙の総括が不十分であることの代替として、イギリスにおける国民投票の結果が世界的に話題になっていることに着目し、大雑把ながら選挙を通じて示される民意について検証することにした。

## 世界経済を大混乱させたイギリスの国民投票

参院選公示直後にイギリスのEU離脱問題の国民投票が行われ、離脱が決定した時点で世界の世論が大きく揺れ動いた。イギリスのEU離脱がこれほど世界的な経済活

動に影響を与えることは不勉強の誹りを免れないが私には予測できなかった。この流れを受け日本経済の先行きは極めて不透明となり、参議院選挙の焦点も経済政策が最大の関心事となっていた。

参議院選挙とイギリスの国民投票を同レベルで論ずることはできないが、選挙を通じて示される民意について検証することは極めて興味深いものがある。

イギリスの正式名称は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」である。イングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの非独立国で構成されるが、今回の国民投票によって分裂につながる可能性が出てきた。

残留派が過半数を占めたスコットランド(62%)、北アイルランド(55.8%)はEU残留に向けて動き始めている。スコットランドは北海油田の権益を有しており、経済的にはむしろ恵まれた立場にある。一方、北アイルランドはアイルランド統一も視野に入れたスタンスを見せ始めている。

国家の分裂となると、イギリスの国力、経済力、発言力が一気に低下するだろう。国民投票で「負けることはないだろう」というキャメロン首相の軽率な判断がこの深刻な事態を引き起こしたようである。中間時点では残留が圧倒的だとされる見方もあったが結果は終盤戦の予測通り 52:48 という僅差であった。

フランスのマクロン経済相は「英国は欧州辺境の孤立した小国になる」と極端な表現で警告している。今回のイギリスの動きがEU圏内他国に飛び火する可能性も否定できず、EUの政治力の低下は避けがたいようだ。

日本経済への影響も深刻である。イギリスに進出している日本企業は2016年6月時点で1,380社である。業種別に見ると、最も多いのが「製造業」の558社で、構成比40.4%を占めている。次に、「卸売業」の258社(構成比18.7%)、「サービス業」の234社(同17.0%)、「金融・保険業」の159社(同11.5%)となっている。1,380社を年商規模別に見ると、最も多いのは「100億円以上1000億円未満」の407社(構成比29.5%)。「1000億円以上」314社(22.8%)とともに、大企業の進出がより鮮明であることが判明した(2016年6月・帝国データバンク)。

EU向け輸出を計画していたトヨタ、日立などイギリス進出企業は企業戦略の見直しを迫られることになった。さらに為替相場が円高に動くマイナスも大きい。EU離脱のニュースが流れた6月24日は1ドル=99円台に急伸し、ポンド安や円高が続けば、日本の企業業績の足も引っ張る。これまで急増していたインバウンドにもマイナスとなる。このままでは、アベノミクスと日本経済に急ブレーキがかかることになるだろう。

## イギリス国民投票が示唆するもの

国民投票でイギリス国民が示した民意は本当に正しかったのだろうか。選挙というものはこれほどの影響力をもっているのだ。今回のイギリスにおける国民投票が示唆するものは数々ある。

イギリス独立党のファラージ党首は熱心な離脱派であった。彼が選挙中に主張し続けたのはイギリスが EU 諸国に対する拠出金が週 3 億 5000 万ポンド（約 480 億円）に達すると主張していた。残留派は、EU から英国に分配される補助金などを差し引くと、拠出金は「週 1 億数千万ポンドだ」と反論していた。離脱派を引っ張ってきたファラージ党首が 24 日のテレビ番組で、あっさりと EU に対する拠出金額の間違いを認めた。結果的には虚偽発言となったこの演説による選挙への影響は修復不能であり、意図的であるとすれば犯罪的ですらある。国民はこんな費用を福祉に回すべきであるとする主張に共感し投票した人が多かった。この間違いに基づく投票の責任をどうするのか、大きな問題であるが責任を問うとしても結果は覆らないもことを思い知るべきである。国民の見識を云々する前に、こんな間違いを指摘できなかつた残留派の論客は恥じるべきであり、マスコミも指摘できなかつたのは失態である。これが選挙の結果に大きな影響を与えたことを何と弁明するのだろうか。

また、離脱派は EU 加盟国からの移民制限を主張していたが、離脱派のダニエル・ハナン欧州議会議員は 24 日のテレビ番組で、「移民がゼロになるわけではなく、少しだけ管理できるようになる」と「下方修正」した。離脱した英国が今後 EU と貿易協定を結ぶためには「人の移動の自由」が条件になる可能性があり、こうした交渉を見据えた発言とみられる。だが、国民投票で離脱が決まった直後の訂正だけに、国民の怒りは爆発し、ツイッターでも「嘘を信じてしまった」と離脱に投票したことを後悔する書き込みが増加した。

**選挙**にはこんな怖さが付きまとうのである。捏造されたマニフェストや知名度の高い学者や文化人が主張する政策や政見が一般有権者をミスリードする危険性は身近にあるのだ。

独立党のファラージ党首の錯誤に基づく政見の流布は犯罪的であるが、それ以外でも今回の国民投票の二者択一判断は大変むづかしいものがあった。離脱派は、域内の移動が自由化されているから移民の受け入れ義務が発生するが、これが国民の就労機会を奪い雇用不安の基であるとする見解に加え、EU 諸国への財政支出を自国民のために用いるべきであると言う主張をしていた。しかし、その反面 28 か国に及ぶ EU 加盟諸国間の貿易自由化のメリットにより関税を免除される利益を失うことは大きな経済的な負担となることや、若者が EU 域内を自由に往来する権利を失うのを嫌っていることを忘れていたようだ。この見解は、弱者保護、再分配を重視する独仏など大陸側諸国に対し、イギリスは市場競争を重視する傾向があったため、EU への加盟がむしろ経済停滞を招いているとの不満が元々あったのである。

この難しい選択が選挙なのである。よほど慎重かつ冷静に判断をしなければならぬが、アジェンションによって嘘を真実の如く流ちょうに話しかけると、そちらに引きずられる傾向は避けがたいのである。言葉の魔術の選挙結果への影響は大きなものがあり、しっかりと見極める見識を選挙民が持つべきなのである。

国民投票の結果、離脱が引き起こす問題の大きさに驚いて、再度国民投票をするように呼び掛けた署名が 400 万人を超えたそうであるが、どんな問題でも国民投票によ

って決めることにも問題があり、さりとて再選挙など出来る訳がないではないか。

民主主義と議会政治の本家である筈のイギリスで、でたらめな政策と主張によって選挙が捻じ曲げられている状態は滑稽な感じさえする。もし、再選挙を許せば際限なく選挙は続くだろうし混乱に輪をかけるだけであろう。

顧みれば、イギリスの不満が顕在化したのが、EU 創設に向け 1991 年に合意され政治・通貨・共通市民権などの基本方針が打ち出されたときから既にイギリスのアレルギー反応が目立っていたのを記憶している人は少なくない。その一端が 2002 年の EU の単一通貨ユーロを導入せず、自国通貨であるポンドを維持していることから窺がえるところである。(President Online 参照)

イギリスの国民投票が及ぼす影響に比べれば日本の参議院選挙の結果など、実にささやかものである。しかし、選挙結果が地殻変動を及ぼすとすれば大変である。

平穏であった事は決して悪いことではない。

~~~~~

## アメリカ大統領選挙のおもしろさ

大統領選挙は予備選挙を終え党大会を迎えるに至った。今回の選挙の特徴は予備選に勝ち残った両党の候補者ともに国民の好感度が極めて低い人物であることと、保守主義に傾倒する側からすれば、オバマ統治の 7 年間は歴史と伝統に立つアメリカらしさのアイデンティティを喪失させたことに対する反発と、クリントンのきらびやかな経歴に対する忌避感、トランプのような過激な発言を受け入れる状況を蔓延させたことである。要するに既存のエスタブリッシュメントに対する反感がクリントンに向けられ、その反面トランプは、不平分子の支持を得ているが、品のない発言と極端な移民拒否発言が人種差別的とみられる点などが不評を買っているのである。

しかし、かつてない風評のアメリカ大統領選挙でありながら世界中が注目しているが、その割に選挙のシステムが正しく理解されていないのはなぜだろうか。

1 月 16 日の読売の朝刊で「基礎からわかる米大統領選」と銘打って 1 ページ物の特集を組んでいたが、それを精読しても選挙のシステムはまったくと言っていいほど判らない。誰を基準に記事を書いたのか疑わしい内容であった。その理由の一つには、日本の制度とは根本的に異なることと、州によって法律が異なるから、これがアメリカ大統領選挙のシステムだと言えぬものがないからである。

## アメリカの政党の特質

アメリカと日本では政党のあり方も根本的に異なる点が多い。

簡単に違いを挙げれば党員の資格が大変緩やかであり、党を束ねる代表もいない。定期的な党大会も開かれない。ポリティカルパーティーと呼ばれる政党が、政治家を

教育し、政策を強力に推進することもない。そんな中で 2 大政党制が定着した理由は、連邦議員および州議会議員選挙はすべて小選挙区制であること、大統領選挙をはじめ、すべての選挙は予備選挙を経るからである。

政党の特徴を列挙すれば

- ・ 政党は権力分散型構造であり政党内部のまとまりが比較的希薄でイデオロギーや政策目標の遵守も希薄である。
- ・ 原理原則に拘らない柔軟性があり、共和党、民主党のいずれもが多様性に対して寛容である。
- ・ 党としての最高責任者そのものが存在しないし、全国大会への代議員選考手続きに対する限られた権限を除き、各州レベルの党内問題にほとんど関与しない。
- ・ 連邦議会議員と同じ党に属する大統領と、州議会議員と同じ党に属する州知事との間も政策的拘束は希薄である。
- ・ 党組織が候補者を選ぶのではなく、予備選で候補者を決めることから党組織が弱体化している。党中心から、候補者中心になっている。
- ・ 党全国大会 (**Convention**) は大統領選挙の年だけ開かれ、大統領候補を決める。

**共和党**は、小さな政府で課税を抑え個人が頑張った分だけ豊かになれる社会を目指している。

**民主党**は、政策的には社会福祉を重視するリベラルな立場を目指している。

## 予備選に対する両党の対応

### 民主党の場合

- ・ 党組織に対して全国的に規則を制定している。
- ・ 大統領の任期の前年の 3 月の第 1 水曜日から 6 月の第 2 火曜日の間に全国大会代議員を選出する。
- ・ 但し、小さな州のアイオワとニューハンプシャーはこの制度を免除されている。
- ・ 代議員の数は党が定めた公式により算出される。
- ・ 代議員の男女構成は半々でなければならない。
- ・ 勝者独占方式ではなく得票比例で代議員が決められる。

### 共和党の場合

- ・ 予備選に関し民主党のような全国的な規制はない。
- ・ 代議員の男女比率も定められていない。
- ・ 勝者独占方式が一般的である。

## 大統領選挙の仕組み

- ・ 予備選挙 (**Primary Election**) — 各党内で候補者を選ぶ選挙。
- ・ 党員集会 (**Caucus**) 政党の大統領候補を決定する為の党員会議。それぞれ自分の支持する候補者を勝利させるために話し合い説得し最終的にそれぞれの候補



者を支持する有権者数をカウントする。

- 各州の予備選で選ぶ代議員 (**Delegate**) の数は各党が定めた方式で決める。
- 特別代議員 連邦議会の上下両院議員や州知事、党委員会のメンバーなどで構成される。通常の代議員とは違い予備選で勝利した候補に投票しなければいけないという拘束はない。 (**Unpledged Delegate**)
- 民主党には 712 人、共和党は 126 人の特別代議員がいる。今回のように圧倒的に強い候補が不在で接戦になった場合や、多数の候補が乱立した場合などは、特別代議員の意向が候補者選びの結果を左右する可能性は十分にある。
- 一般選挙 11 月第 1 月曜日の次の火曜日 (今回は 11 月 8 日) に、その候補者を対象に各州で選挙を行うが、一般選挙では候補者を選ぶのではなく選挙人 (**Electors**) を選ぶ。
- 選挙人は各州の上下両院議員の数と、ワシントン DC (コロンビア特別州・District of Columbia) の 3 名で合計 538 名。
- 選挙人は 12 月の第 2 水曜日の直後の月曜日 (今年は 12 月 19 日) に州都に集まり投票をし、封印し上院議長に届けられ翌年の 1 月 6 日に上下両院議員の前で開封され大統領選挙が終わる。
- 就任・宣誓式は翌年の 1 月 20 日正午にワシントン DC で行われる。

## 勝者独占方式 (**Winner take-all**) 選挙戦の特異性

予備選挙での勝者独占方式とは一票でも多く得票すれば、すべての選挙人を獲得する方式。現在は 48 州がこの方式を採用しているが、得票比例方式を検討している州もある。共和党がこの方式をとり、民主党は比例配分方式を採用している。

2008 年まで共和党における予備選挙は全ての州が勝者総取り方式を採用していた。

共和党では、一部の州に投票結果を覆すような奇妙な規定がある。たとえばジョージア州では、得票率が 20% を超えないと代議員は獲得できないことになっている。

合衆国法や連邦法にも明確な規定が無いいため、慣例的に各「州」の決定権を尊重した結果「勝者総取りルール」が続いている。

しかし、この方法は一票の格差が大きいことや州の権限が大きすぎることを理由に民主的でないという反対が多く、メイン・ネブラスカの 2 州は州法により比例制を採用している

共和党の代議員総数は 2472 人。民主党の代議員数は 4764 人 である。(6/9 現在)

## 一般投票 (本選挙・今年は 11 月 8 日)

一般の有権者が投票するのは 11 月 8 日。これで次の大統領が事実上決まるが、厳密にはその時に選ばれるのは「大統領選挙人」と呼ばれる有権者の代表で、その人たちが改めて投票する仕組みになっている。各州には人口などに応じて一定数の選挙人が割り振られていて、大半の州では、一般投票で 1 位になった候補がその州の選挙人を「総取り」する。選挙人は計 538 人。過半数の 270 以上を得た候補が正式に大統領

領に当選することになる。

党大会でハプニングが起きるとすれば特別代議員の動きである。彼らは予備選に影響を受けないで自由に投票できるから、特別代議員が多い民主党はその意味では波乱含みである。

これらは建国当時にできた制度が現在まで引き継がれているものである。当時は全米で一斉に選挙をすることは無理だったし、一般の有権者は政界の事情に疎いので、誰が大統領に適任かという大局的判断は「選挙人」に任せた方がよいと考えられていたからである。勝者総取り制度は、得票数で多数を占めても選挙人の獲得数で負ければ当選できないという矛盾を抱えている。2000年の選挙でブッシュに負けたゴア候補がその例だ。

## 各州の選挙人割当数

| 州名       | 選挙人数   | 州名        | 選挙人数   | 州名         | 選挙人数   | 州名         | 選挙人数   |
|----------|--------|-----------|--------|------------|--------|------------|--------|
| アラバマ州    | 9      | インディアナ州   | 11     | ネブラスカ州     | 5**    | サウスカロライナ州  | 9(+1)  |
| アラスカ州    | 3      | アイオワ州     | 6(-1)  | ネバダ州       | 6(+1)  | サウスダコタ州    | 3      |
| アリゾナ州    | 11(+1) | カンザス州     | 6      | ニューハンプシャー州 | 4      | テネシー州      | 11     |
| アーカンソー州  | 6      | ケンタッキー州   | 8      | ニュージャージー州  | 14(-1) | テキサス州      | 38(+4) |
| カリフォルニア州 | 55     | ルイジアナ州    | 8(-1)  | ニューメキシコ州   | 5      | ユタ州        | 6(+1)  |
| コロラド州    | 9      | メイン州      | 4**    | ニューヨーク州    | 29(-2) | バーモント州     | 3      |
| コネティカット州 | 7      | メリーランド州   | 10     | ノースカロライナ州  | 15     | バージニア州     | 13     |
| デラウェア州   | 3      | マサチューセッツ州 | 11(-1) | ノースダコタ州    | 3      | ワシントン州     | 12(+1) |
| フロリダ州    | 29(+2) | ミシガン州     | 16(-1) | オハイオ州      | 18(-2) | ウェストバージニア州 | 5      |
| ジョージア州   | 16(+1) | ミネソタ州     | 10     | オクラホマ州     | 7      | ウイスコンシン州   | 10     |
| ハワイ州     | 4      | ミシシッピ州    | 6      | オレゴン州      | 7      | ワイオミング州    | 3      |
| アイダホ州    | 4      | ミズーリ州     | 10(-1) | ペンシルベニア州   | 20(-1) | コロンビア特別区*  | 3      |
| イリノイ州    | 20(-1) | モンタナ州     | 3      | ロードアイランド州  | 4      | 合計         | 538    |

\* コロンビア特別区は州ではないが、選挙人数3人を割り当てられる。

\*\* メイン州とネブラスカ州では、勝者が選挙人2人を出し、残りは得票率に応じて振り分けられる。

(+) または (-) 2004年及び2008年選挙人団に比べての、選挙人数の増減を示す。

## 一般選挙に投票するための要件

大統領選挙の選挙権は、米国籍者に限り、永住権者には選挙権が無い。加えて 18歳以上であることと、通常選挙人登録を行っていることが要件となる。米国は日本のような住民基本台帳が無いため、自動的に選挙人名簿に登録されることは無く選挙

人名簿 (Voter registration) に自己申告しなければ登録されず、投票資格が生じない。

## おもしろい選挙日程の決め方

アメリカの選挙は日本と違い日曜日には行わない。その理由は。日曜日は安息日であり教会に行き礼拝をする日だからである。然らば月曜日はどうかというと移動手段が馬か馬車であったために投票所までが遠隔地の場合は前日に家を出なければならぬので月曜日の次の火曜日を投票日と定めたそうである。ところが、第1火曜日と決めれば11月1日になる可能性があり、この日はキリストの「諸聖人の日」とやらで投票日に相応しくないので11月の第1月曜日の翌日という規定になったのである。

11月は農閑期であるからというのも理由の一つで、一説には、月曜日は週初めで忙しいので排除され、木曜日は「イギリスの投票日」、金曜日は「週の終わり」、土曜日は「家族そろってショッピングの日」で、残った火・木のうち火曜日が選ばれたそう。日本人には理解できない決め方だが、この決め方からもアメリカは農業国であり、宗教国家であることが窺える。

大統領選挙人による投票も、12月の第2水曜日の次の月曜日である。しかしこの選挙は予備選挙の結果が判明しているので形式的な選挙である。

## 大統領選挙・今後の日程

|          |           |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|
| 民主党全国大会  | 7月25日～28日 | ペンシルベニア州 | フィラデルフィア |
| 共和党全国大会  | 7月18日～21日 | オハイオ州    | クリーブランド  |
| 一般選挙     | 11月8日     | 全州       |          |
| 選挙人による選挙 | 12月13日    | 各州都      |          |
| 開票       | 1月6日      | 上下両院総会   |          |
| 就任式      | 1月20日正午   | ワシントンDC  |          |

## 矛盾引きずる選挙人制度

人口3380万人のカリフォルニア州は55人の選挙人を有するが、ワイオミング・モンタナ・バーモント・デラウェア州は人口50万人前後であるが、選挙人は下院1人・上院2人の計3人いる。1票の格差は1対4となる。その上、勝者総取りが48州あるが、他の州もそれに近い形である。これは憲法上の規定ではないが前回のフロリダのように僅か500票の差で、比例方式なら13対12となるところを25対0とする方式が正しいのかどうか議論がある。

もう一つの問題点は予備選を州当局が管理することに問題がないかである。

即ち、行政と党とが合体していることの是非についての議論がそれである。

もう一点は、上院議員の割り当てが人口と関係なく各州2人であることについて大きな州に不協和音がある。ワイオミング他上記の3州は下院が人口比例で1人、上院は各州2人だから、上院の方が多くなっている矛盾がある。この議員数は選挙人にも

当然リンクしている。

これらのしきたりは、19世紀のアメリカは文盲が多く、さらに政治に関して知識も関心もなかったので、これらの人と世話人の関与を排除するために選挙権も登録制としたのである。

ところが登録有権者の投票率はおよそ80%に達しているが、投票年令からすれば50%をわずかに上回るかどうかである。

アメリカの選挙権は自動的に付与されるのではなく、申請の基づく登録制であるがその割には投票率が高くないのは何故か。日本は18歳に達すれば自動的に選挙権は付与されるから参政権に対する感覚はかなり異なることになる。いずれにしろ若者の政治参加が決して芳しくないのは共通のようである。

本年11月8日の一般投票で国民がどのような裁定を下すのか、大いに注目されるところである。両党の大統領候補のキャラクターがこれほど違うのも珍しいことであり興味が尽きない。4年に1度、オリンピックとアメリカ大統領選挙が施行されるが、今年のイベントは両方とも、何となく波乱がありそうな気もするのだが……。

平成28年7月13日

松 室 猛